公益社団法人 日本コンクリート工学会 コンクリート技術講習委員会規程

昭和 45 年 5月11日 制定 平成 25 年 12 月 26 日 改正 令和 元年 5月22日 改正

(目的)

第1条 この規程は、コンクリート技術講習委員会(以下「委員会」という。)の組織、職 務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、原則として委員20名以内とし、学識経験者及びコンクリート関連業務 に関して卓越した技術を有する者をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長、幹事長、幹事)

- 第3条 委員会に、委員長、副委員長及び幹事長各1名と、原則として10名程度の幹事を 置く。
- 2. 委員長は、会長が指名する。
- 3. 副委員長は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4. 幹事は、委員長が委員会に諮って委員の中から選任する。幹事長は、委員長が幹事の中から選任する。

(任期)

- 第4条 委員長、副委員長、幹事長及び幹事の任期は、2年とする。
- 2. 委員の任期は2年とし、原則として1年毎にその半数が交替する。ただし、重任を妨げない。
- 3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

- 第5条 委員会は、コンクリート技術講習会(以下「講習会」という。)実施に関する次の 事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、普及委員会及び理事 会に付議する。
- (1) 年間事業計画

- (2) 講習会実施に関する内規等の制定・改廃
- (3) 講習会テキスト (コンクリート技術の要点) の改訂
- (4) 講習会カリキュラム及び講習会実施計画
- (5) 講習会の講師の委嘱
- (6) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会が発議し、普及委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

- 1. この規程は、昭和45年5月11日から施行する。
- 2. この規程の改正は、令和元年5月22日から施行する。